

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第3項の規定により、本日から1週間の期間で利害関係人の意見を聴取します。

令和8年3月3日

[農用地等一覧]

No	市町村名	大字	字	地番	貸借期間
1	色麻町	四竈	北谷地	134-1	10年
2	色麻町	四竈	北谷地	134-2	10年
3	色麻町	四竈	本郷	509	10年
4	色麻町	四竈	本郷	522	10年
5	色麻町	四竈	本郷	523	10年
6	色麻町	四竈	本郷	524	10年
7	色麻町	四竈	本郷	525	10年
8	色麻町	四竈	本郷	526	10年
9	色麻町	四竈	向町	234	10年